北斗市の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（７年１月１日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) ５年度の人件費率
６年度	人 42,810	千円 23,764,981	千円 535,503	千円 2,390,648	% 10.1	% 9.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
６年度	人 229	千円 837,172	千円 155,917	千円 329,930	千円 1,323,019	千円 5,777	千円 6,072

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数については、６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

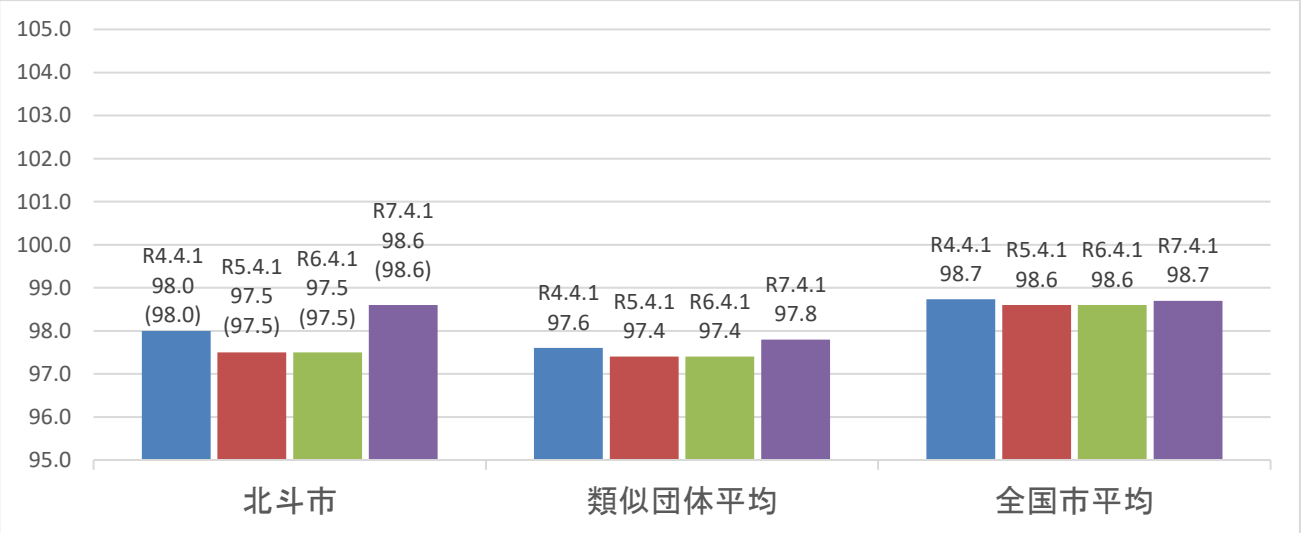

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に

基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［ 実施 　未実施］

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の８級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準０％に対し、北斗市においても０％を適用。
（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	0%	0%	0%
北斗市の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和７年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
北斗市	39.4歳	313,765円	375,541円	347,002円
都道府県	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9歳	332,237円	―	414,480円
類似団体	42.3歳	325,047円	385,324円	355,048円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
北斗市	57.1歳	15人	289,160円	304,120円	298,260円	―	―	―	―
うち用務員	56.3歳	13人	275,564円	282,314円	284,885円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	54.0歳	244,700円	1.26
うち自動車運転手	62.5歳	2人	＃円	＃円	＃円	乗用自動車運転者	58.8歳	235,100円	―
北海道	57.2歳	89人	328,900円	―	350,856円	―	―	―	―
国	51.3歳	1,703人	294,567円	―	337,907円	―	―	―	―
類似団体	52.8歳	15人	324,186円	382,285円	358,506円	―	―	―	―

区　分	年収ベース（参考）		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
北斗市	―	―	―
うち用務員	4,548,368円	3,018,800円	1.51
うち自動車運転手	※円	※円	※

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和３～５年の３ヵ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

３　＃は該当職員が３人以下であるため、記載していない。

(2) 職員の初任給の状況（７年４月１日現在）

区分		北斗市	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（７年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	291,367円	345,425円	375,200円	403,350円
	高校卒	246,700円	306,040円	358,017円	382,917円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事、技師	34人	18.5%	183,500円	258,100円
２級	主事、技師	24人	13.0%	230,000円	308,500円
３級	主任	33人	17.9%	265,300円	354,700円
４級	主査	20人	10.9%	298,800円	386,100円
５級	係長	38人	20.7%	321,300円	398,200円
６級	課長	26人	14.1%	355,200円	415,700円
７級	部長	9人	4.9%	408,300円	450,900円

（注）１　北斗市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（７年４月１日現在）

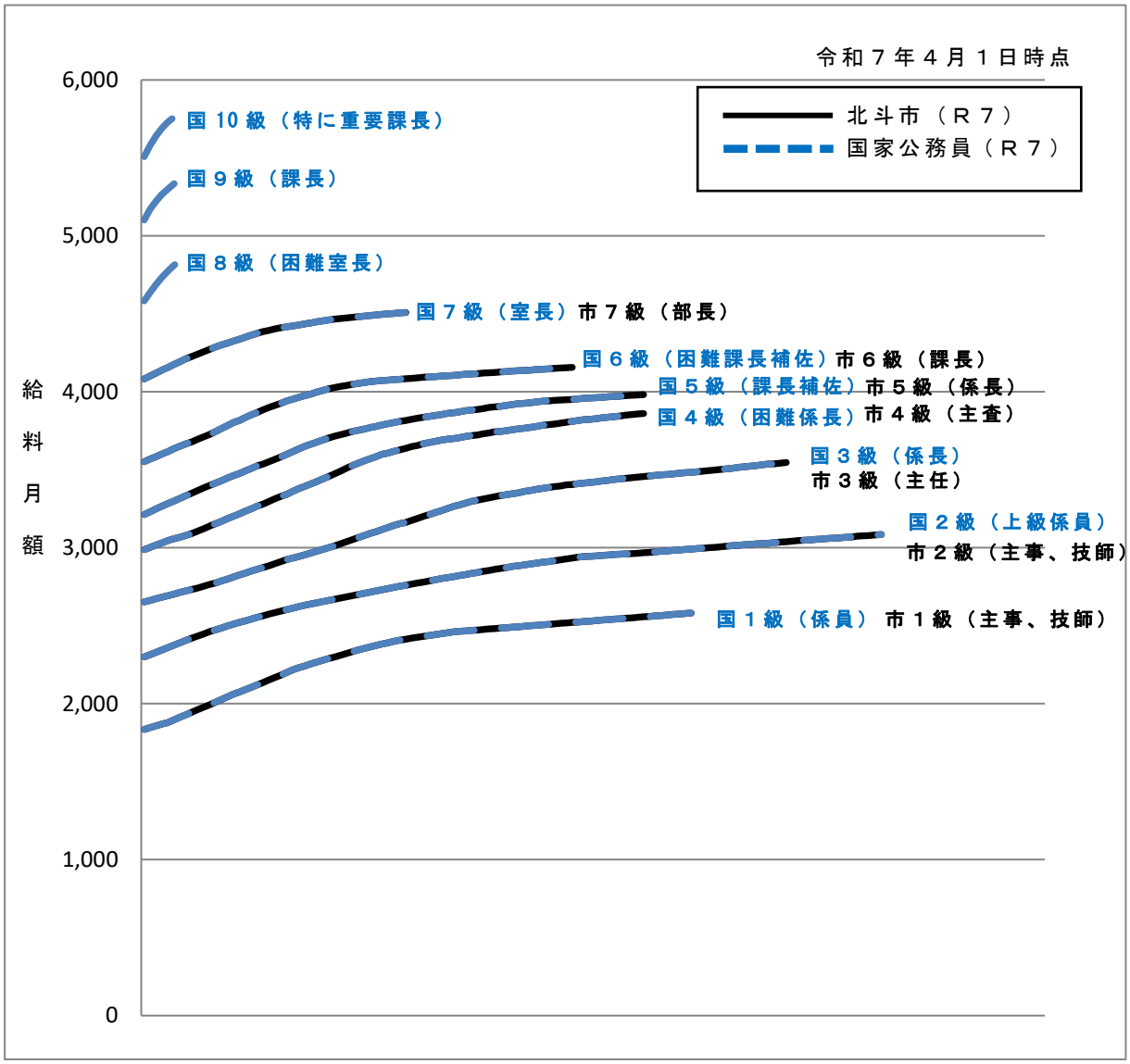

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（北斗市）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ． 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ． 人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

４　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北　斗　市	北　海　道	国
１人当たり平均支給額（６年度） 1,349千円	１人当たり平均支給額（６年度） 1,789千円	－
（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.40)月分　(1.00)月分 （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.40)月分　(1.00)月分	（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.40)月分　(1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％ （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算10～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算10～25％

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北斗市）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			未定	

(2) 退職手当（７年４月１日現在）

北　斗　市	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分 勤続３５年　39.7575月分　47.709月分 最高限度　47.709月分　47.709月分	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695月分　24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分　33.27075月分 勤続３５年　39.7575月分　47.709月分 最高限度　47.709月分　47.709月分
調整率　83.7／100 （国を上回る割合としている場合、その理由）	調整率　83.7／100
その他の加算措置 （退職時特別昇給　なし） （退職時特別昇給を設けている理由）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45％）
自己都合　応募認定・定年 1人当たり 平均支給額　5,363千円　20,076千円	－

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、６年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	0円

支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20％	0人	20％
札幌市内	4％	0人	4％
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）	432千円
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	48,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合（６年度）	3.9％
手当の種類（手当数）	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（６年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症作業手当		感染患者等の救護等に従事	0千円	日額400円
死体処理作業手当		死体の収容の作業に従事	0千円	１件当たり3,000円
野犬掃とう作業手当	環境課	野犬掃とう作業に従事	0千円	日額2,000円
社会福祉現業手当	社会福祉課	社会福祉法に規定する現業に従事	432千円	月額4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	81,922千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	427千円
支給実績（５年度決算）	80,575千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	417千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）		19,587千円
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）		85,533円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
札幌市	扶養親族のある世帯主である職員	26,000円
	その他の世帯主である職員	14,500円
	その他の職員	9,800円
北斗市、函館市	扶養親族のある世帯主である職員	25,100円
	その他の世帯主である職員	14,300円
	その他の職員	9,600円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当（７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 3,000円 (2)扶養親族たる子 11,500円 (3)扶養親族たる父母等 6,500円 (4)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき 5,000円	同じ	—	21,554千円	213,406円
住居手当	(1)借家などの場合（家賃16,000円を超える者が対象）は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	19,641千円	261,880円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	—	8,501千円	50,006円
管理職手当	(1)部長相当職 70,000円 (2)課長相当職 55,000円	異なる	級数及び金額	25,380千円	705,000円

管理職員特別勤務手当	(1)管理職員が週休日等に勤務した場合 部長相当職　8,000円 課長相当職　6,000円 (2)管理職員が週休日等以外の日の午後10時から午前5時に勤務した場合 部長相当職　4,000円 課長相当職　3,000円	同じ	—	454千円	14,645円

5　特別職の報酬等の状況（７年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料			(参考)類似団体における最高／最低額
	市長	950,000円（ — ）	1,120,000円／510,000円
	副市長	760,000円（ — ）	816,000円／594,000円
報酬	議長	450,000円（ — ）	580,000円／332,000円
	副議長	390,000円（ — ）	510,000円／295,000円
	議員	350,000円（ — ）	480,000円／270,000円
期末手当	市長 副市長	（６年度支給割合） 4.6月分	
	議長 副議長 議員	（６年度支給割合） 4.6月分	
退職手当		（算定方式）　（１期の手当額）　（支給時期）	
	市長	給料月額×在職年数×5.126　1,948万円　任期毎	
	副市長	給料月額×在職年数×3.234　983万円　任期毎	
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 令和７年	職員数 令和６年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	64	65	−1	定数外職員の配置
		税務	17	18	−1	配置職員数の見直し
		民生	45	47	−2	子ども子育て関係の職員の減
		衛生	12	12	0	配置職員の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	16	15	+1	土木技術職の増
		商工	8	8	0	
		土木	24	23	+1	農業事務職員の増
		計	192	194	−2	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　44.85 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　75.22人）
	教育部門		36	35	+1	教育支援事務職員の増 社会教育事務職員の増 退職不補充
	小計		228	229	−1	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　53.26 人 （類似団体の人口１万当たりの職員数　93.64人）
公営企業等会計部門	水道		7	7	0	
	下水道		5	5	0	
	その他		7	7	0	
	小計		19	19	0	
合計			247 [263]	248 [263]	−1 [0]	＜参考＞ 人口１万当たり職員数　57.70人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（７年４月１日現在）

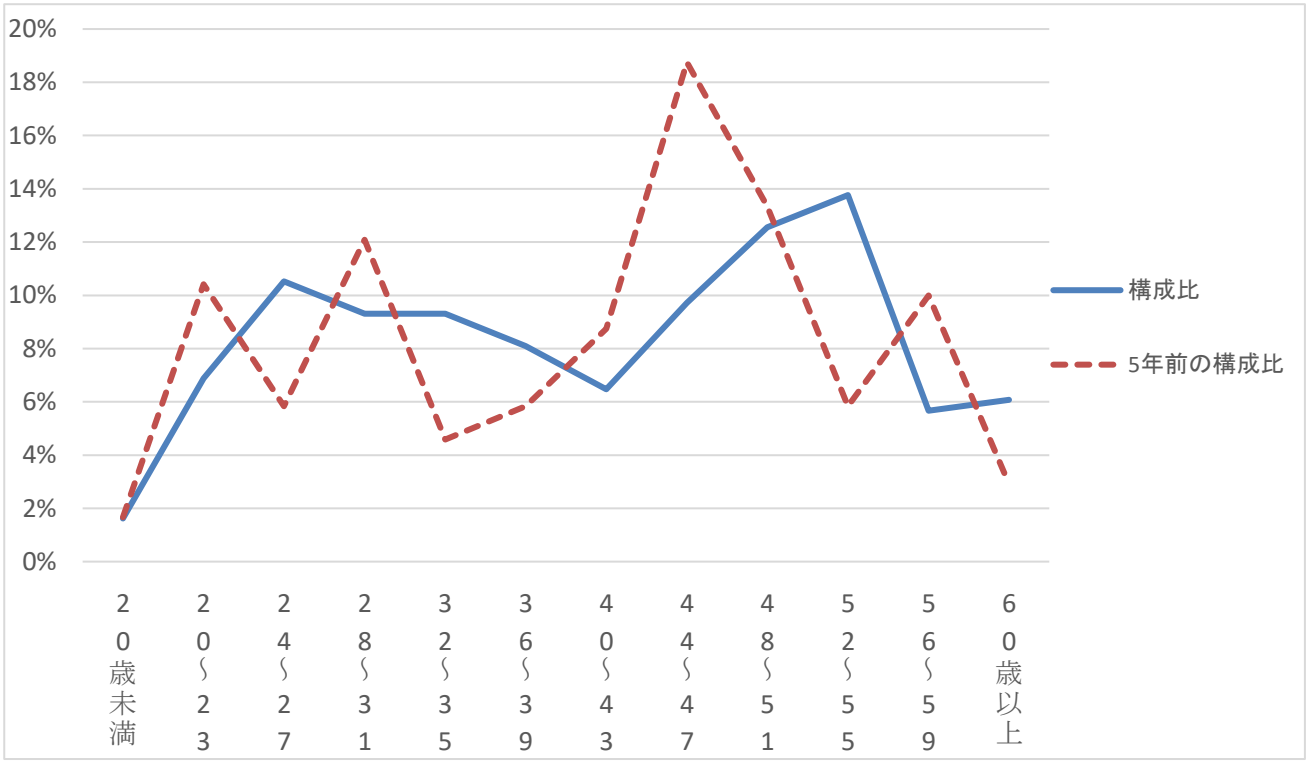

区　分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 4	人 17	人 26	人 23	人 23	人 20	人 16	人 24	人 31	人 34	人 14	人 15	人 247

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年　度 部門別	２年	３年	４年	５年	６年	７年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	185	189	189	192	194	192	+7(3.8%)
教育	36	35	38	36	35	36	0(0%)
普通会計計	221	224	227	228	229	228	+7(3.2%)
公営企業等会計計	19	19	18	17	19	19	0(0%)
総合計	240	243	245	245	248	247	+7(2.9%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7　公営企業職員の状況

(1) 北斗市水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	千円 643,378	千円 161,119	千円 45,971	% 7.1	% 7.1

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
6年度	人 7	千円 30,239	千円 3,018	千円 12,714	千円 45,971	千円 6,567

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,316

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、6年3月31日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
北　斗　市	46.9歳	351,514円	550,419円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

北　斗　市	北斗市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（6年度）　1,789千円	1人当たり平均支給額（6年度）　1,349千円
（6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.40)月分　(1.00)月分	（6年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50月分　2.10月分 (1.40)月分　(1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％

(注)（　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（７年４月１日現在）

北　斗　市		北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）	
（支給率）	自己都合　応募認定・定年	（支給率）	自己都合　応募認定・定年
勤続２０年	19.6695月分 24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分 24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分　47.709月分	勤続３５年	39.7575月分　47.709月分
最高限度	47.709月分　47.709月分	最高限度	47.709月分　47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
（退職時特別昇給　なし）		（退職時特別昇給　なし）	
1人当たり平均支給額	－千円　－千円	1人当たり平均支給額	5,363千円　20,076千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）			0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（６年度）			0％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（６年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	482千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	80千円
支給実績（５年度決算）	1,251千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	209千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　3,000円 (2)扶養親族たる子　11,500円 (3)扶養親族たる父母等　6,500円 (4)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき　5,000円	同じ	－	879千円	219,750円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	－	260千円	260,000円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	－	175千円	43,800円
管理職手当	(1)部長相当職　70,000円 (2)課長相当職　55,000円	同じ	－	660千円	660,000円
寒冷地手当	11月から３月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員　月額25,100円 (2)その他の世帯主である職員　月額14,100円 (3)その他の職員　月額9,600円	同じ	－	562千円	80,286円

(2) 北斗市下水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） ５年度の総費用に占 める職員給与費比率
６年度	千円 941,322	千円 61,093	千円 30,128	% 3.2	% 2.4

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
６年度	人 5	千円 20,106	千円 1,910	千円 8,112	千円 30,128	千円 6,026

（参考）市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,187

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、６年３月 31 日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（７年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
北　斗　市	44.8歳	346,120円	497,079円
団 体 平 均	44.6歳	342,377円	516,175円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

２　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

北　　斗　　市	北斗市（一般行政職）
１人当たり平均支給額（６年度）　1,547千円	１人当たり平均支給額（６年度）　1,349千円
（６年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.5月分　　2.1月分 (1.4)月分　　(1.0)月分	（６年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.5月分　　2.1 月分 (1.4)月分　　(1.0)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～15％

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（７年４月１日現在）

北　斗　市		北斗市（公営企業職員を除く職員の平均）	
（支給率）	自己都合　応募認定・定年	（支給率）	自己都合　応募認定・定年
勤続２０年	19.6685月分 24.586875月分	勤続２０年	19.6685月分 24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分　33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分　47.709月分	勤続３５年	39.7575月分　47.709月分
最高限度	47.709月分　47.709月分	最高限度	47.709月分　47.709月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
（退職時特別昇給　なし）		（退職時特別昇給　なし）	
1人当たり平均支給額	－千円　－千円	1人当たり平均支給額	5,363千円　20,076千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、６年度に退職した職員に支給された平均額である。

２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）			0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%

エ　特殊勤務手当（７年４月１日現在）

支給実績（６年度決算）			0千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（６年度）			0％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（６年度決算）	左記職員に対する支給単価

オ　時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	336千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	67千円
支給実績（５年度決算）	1,555千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	389千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当	(1)配偶者　3,000円 (2)扶養親族たる子　11,500円 (3)扶養親族たる父母等　6,500円 (4)満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子１人につき　5,000円	同じ	－	78千円	78,000円
住居手当	(1)借家などの場合(家賃16,000円を超える者が対象)は、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	－	828千円	276,000円
通勤手当	(1)自動車等使用者には、距離に応じて2,000円から31,600円の範囲内で支給 (2)交通機関等利用者には、６月定期券等の実績額を支給	同じ	－	304千円	60,800円
管理職手当	(1)部長相当職　70,000円 (2)課長相当職　55,000円	同じ	－	0千円	0円
寒冷地手当	11月から３月までの支給で、 (1)世帯主で扶養親族のある職員　月額25,100円 (2)その他の世帯主である職員　月額14,100円 (3)その他の職員　月額9,600円	同じ	－	364千円	72,800円